

奈良大学所蔵「常在寺田畠目録」

尾 上 勇 人

はじめに

本稿は、平成二十一年度に奈良大学文学部史学科が購入した中世史料の紹介である。一巻の巻物に装幀された本文書は、全八紙から成り立っており、表紙に記されている外題には「常在寺田畠目録」とある。

この「常在寺」とは、園城寺の五別所の一つである。中世において園城寺は、北院・中院・南院の三院と尾蔵寺・近松寺・微妙寺・水観寺・常在寺の五別所で構成されていた¹。園城寺五別所の常在寺と判断した理由は、後述するが、文書に現れる「北林房泉恵」という人物が同年代の園

城寺において確認できることによる。また文書中で「常在寺管領田畑」を「當別所知行之田地」と記している事から、園城寺五別所の常在寺と判断した。

一、本文書の概要

内容は、全紙を以て「紛失状」と名付けるべきなのかもしれないが、一紙から六紙は目録を含んでいるものの注進状の様式に則っている²ので、その前半分と後半分を分けて史料名を付すこととした。まず一紙から六紙までの前半部を、「常在寺執行・堂達連署文書紛失田地等注進状」と、

史料名	(一通目)「常在寺執行・堂達連署文書紛失田地等注進状」 (二通目)「園城寺学頭・公文連署紛失状」
時代	(一通目) 文和二 (一三五三) 年七月二十九日 (二通目) 文和二 年八月十二日
装幀	卷子装
料紙	楮紙
紙数	本紙八紙
表紙	後補表紙 (江戸時代)、色・模様有り
表題	(外題)「常在寺田畠目録」
法量	表紙見返し縦二八・八種、横一六・二種 第一紙縦二八・五種、横三〇・五種 ※以下縦の長さは同様。 第二紙横四〇・五種 第三紙横四〇・四種 第四紙横三九・一種 第五紙横三九・六種 第六紙横四〇・九種 第七紙横三九・七種 第八紙横三六・二種
備考	裏書有り。 第一紙から第七紙までの紙継目裏に花押が有る。花押形状は第七紙の「権上座法眼和尚位」の「公文 契實」と同一 (掲載写真参照)。

残りの七紙と八紙を「園城寺学頭・公文連署紛失状」と付けた。

本文書が、どういった経緯で常在寺から流失したのか、詳細はわからない。ただ可能性の一つとしては、文禄四(一五九五)年の豊臣秀吉による園城寺の闕所処分が考えられる。それは、『園城寺古記』⁽³⁾が「太閤様ヨリ三井寺闕所科之義者、明石殿北院堯雲院少々之間宿ヲ借シ置申候故也」と記す事件である。園城寺は、それ以前「智証大師円玕連文書」が寺外に流失した建武三(一三三六)年以後に大規模な破壊等を受けることはなく、かの闕所処分が可能性としてもっとも高い。

二、常在寺について

先述したように、常在寺は園城寺五別所の一つで、三院の一つである北院に属していた。これは他の別所についても同様で、水観寺は中院、尾蔵寺・近松寺・微妙寺の三別所は南院に属していた。⁽⁴⁾

常在寺は、平等院の大僧正であった行尊大阿闍梨によって草創され、三井修験道の霊場でもあった。⁽⁵⁾ 残念ながら中

世における常在寺についての史料は、管見の限りは残っておらず、僅かながら寺誌類に記述が見受けられる他には、鎌倉末期から南北朝初期に制作された「園城寺境内古図」に描かれているくらいである。この「園城寺境内古図」には、「北院」の堂社として岩神社・鐘堂・法華堂・如法堂・三重塔・本堂・早尾社・食堂・鎮守社・浴室とともに常在寺惣門が描かれている。また、元禄十六（一七〇三）年に作成された寺誌『江州滋賀郡長等山園城寺旧記法会神事記』には、常在寺旧跡として岩神社・食堂・鐘樓・法華堂・如法堂・三重塔・樓門・鎮守拜殿・惣門の九箇所が記されている。泉武夫氏は、「園城寺境内古図」の制作目的を足利尊氏に復興の理想図を示す意図で制作された可能性を指摘しつつも、伽藍を記録する目的があったのではないかとされた。建武三年の焼失後の常在寺の実態は定かでないが、本文書によって同寺が南北朝時代にも別所として、独自の活動を行っていたことが確認できる。

三、「北林房泉恵」の活動

一通目に連署する常在寺の執行・堂達についてはその役

務内容などは不詳である。ただ、二通目に連署している学頭以下の九人のなかには、園城寺伝来の史料『伝法灌頂血脈譜』¹⁰によってその名前を確認できる人物が複数いる。それは、「玉泉房實幸」「覚蔵房勤順」「北林房泉恵」「蔵乘房朝幸」「大聖房泉尊」「善法房實宣」の六名である。¹¹その他の三名については、同記でその名を確認できないが、智證大師円珍以来の法脈の伝承系統を書き記した『伝法灌頂血脈譜』に名前が記載されていないということは、法脈伝承者がこれ以外にもいたということか、もしくは僧名を変えたために確認ができないものと考えられる。

ちなみに、名前の確認できる六名のうち「北林房泉恵」「蔵乘房朝幸」については、『伝法灌頂血脈譜』以外の史料からも、その活動を確認することができる。特に「北林房泉恵」は、花押形状が一致する史料「御書等目錄注進状」が現存している。また「北林房泉恵」は、『寺門傳記補録』¹³においても名前を見いだせる。それによれば、彼は「水心法印」と号し、『新羅問答抄』を撰したという。『寺門傳記補録』は、応永年間（一三九四～一四二八）に慶恩院志晃によって書かれた書であり、同書は「泉恵法印曰」で始まっていることから、「北林房泉恵」が寺誌類の編纂にも関つ

ていたことは確かであろう。

下坂守氏は、「北林房泉恵」「蔵乗房朝幸」とともに、園城寺の焼失によって寺外に持ち出された智證大師関連の文書典籍を園城寺に戻す活動を行っていたとされ、「北林房泉恵」については寺誌類の編纂に関係する等で、園城寺の復興に大きく関わっていたことが確認できる。

四、一院と惣寺

次に二通の文書内容について、若干の考察を加えたい。

まず、一通目の「常在寺執行・堂達連署文書紛失田地等注進状」において、常在寺を「當別所」と呼んでいる点について考えていきたい。園城寺は、鎌倉時代では三院と三別所から構成されており、これに常在寺と水観寺を加えて三院五別所となるのは、室町時代以降のことといわれる。¹⁵しかし、文和二（一三五三）年に発給された本史料によつて、その時期はさらに古く南北朝時代にまでさかのぼることとなる。¹⁶常在寺を別所と称するようになったのが文和二年以前であったことから考えて、三院五別所の成立は建武三年の焼失からの再建途中にあった貞和三（一三四七）年

頃を下限にできる。¹⁷

次いで、「一院」についても触れておきたい。ここにおける「一院」とは、園城寺の境内を北院・中院・南院という三つのブロックに分割し、その一つを指す。¹⁸この「二院」は、大衆の生活共同体として強い独立性を有していた。今回紹介したこの史料から、直接「一院」としてのまとまりを読み取ることができないが、常在寺の「知行之田地」関係文書が新羅社の「預坊」のもとにあり、新羅社が北院の鎮守社であったことから考えて、常在寺が「一院」¹⁹、ここでは北院の強い統制下にあったことがうかがえる。

一通目の文書に連署する「堂達」の「暁弁」「賢成」と「執行阿闍梨」である「俊定」の三人を、二通目の文書では「住僧」と呼んでいる。これは一通目の文書が、あくまでも常在寺の「住僧」たちの意思に基づいて発給されたものであったことを物語っている。検断権は「一院」が所持しており、たとえば南院では別所の近松寺が無断で検断権を行使した時には、過料を課して処罰している。²⁰このように「一院」としてのまとまりは非常に強く、別所常在寺の文書も一院の北院が管理しているのに、何故常在寺単独で紛失状の発給を求めたのか。明確な所は不明であるが、公文所、そし

てその上位にあった「惣寺」に関係すると思われる。

中世、園城寺の「惣寺」は、北院・中院・南院の三院から構成されていた。「惣寺」は、「二院」の上位にあって、独立性の強い三院の間を調整する役割を果たしていた。²³⁾

近世における「惣寺」の組織は、「学頭」の下に「学頭代」が置かれ、そのさらに下に公文所が置かれていた。そして公文所が寺領の管理などを行い、公文所が処理した事項の報告を受けて、公文所の上位にある「学頭」と「学頭代」がそれについて衆議をしていた。²⁴⁾中世においても、園城寺の寺領は公文所が一括して管理し、その公文所を「学頭」等が衆議によって統括するといった組織体制のもとで維持されていたと考えられる。

本文書においては、一通目で常在寺の執行・堂達が「学頭御判形」と「被載公文所之銘符」ことを求め、これを受けて二通目では「公文」の「契實」が紛失状を作成している。さらに、紙継目裏には散逸を防ぐための花押が据えられ、「学頭権大僧都法印大和尚位」の「玉泉房實宣」等が署判をしている。このように、「公文」と「惣寺」の学頭が二通目を発給しているのは、まさに中世における園城寺の惣寺体制を反映したものと見える。

なお、「学頭」以下の九名が「惣寺」の代表として連署していたことは、「北林房泉恵」「藏乗房朝幸」が南院所属の衆徒であったことから、まず間違いない。

おわりに

今回紹介した文書の貴重な所は、園城寺に残された中世文書の多くが南院に関係するものであったのに対して、北院の、しかも五別所の一つである常在寺についての文書であることによる。本文書が、中世における園城寺の「惣寺」の究明に活用されることを期待したい。

注

- (1) 下坂守「庄園の崩壊」〔新修大津市史〕第二巻 中世、大津市役所、一九七九年
- (2) 中村直勝『日本古文書学 中』(角川書店、一九七四年)
- (3) 『園城寺記録』(園城寺、二〇〇七年)
- (4) 「寺門傳記補録第九」〔大日本仏教全書〕第二二七冊、名著普及会、一九八一年
- (5) 前掲注4参照
- (6) 泉武夫『仏画の造形』(吉川弘文館、一九九五年)

- (7) 『社寺絵図とその文書』(京都国立博物館、一九八五年)
- (8) 前掲注3参照
- (9) 前掲注6参照
- (10) 『園城寺文書』第七卷(園城寺、二〇〇四年)
- (11) 「蓮眼房慶禪」についても名前は確認できたが、本文書とは年代が合わなかった。
- (12) 『園城寺文書』第一卷六六号(講談社、一九九八年)
- (13) 「寺門傳記補録第十六」(『大日本仏教全書』第一二七冊、名著普及会、一九八一年)
- (14) 下坂守「中世における「智證大師関連文書典籍」の伝来―貞和二年六月の「大師御重書」の「感得」を中心に―」(『園城寺文書』第一卷、講談社、一九九八年)
- (15) 芝野康之「園城寺の中世文書について」(『園城寺文書』第二卷、講談社、一九九九年)
- (16) 貞和三(一三四七)年に比定された年月日未詳の史料に「園城寺三院・五別所・如意寺造宮功程事」(『園城寺文書』第二卷、三七号)とあり、本文書はそれよりも後年のものとなるが、年があつて「別所」と書かれた史料は、これより前年において管見の限り、本文書が最も古い。
- (17) 『園城寺文書』第二卷、三五号、三六号
- (18) 前掲注1参照
- (19) 「園城寺境内古図」では、常在寺は新羅社と共に北院に描かれている。
- (20) 前掲注1参照

(21) 前掲注1参照

(22) 下坂守「中世寺院における大衆と「惣寺」―「院々谷々」の「衆議」の実態―」(『中世寺院社会の研究』、思文閣出版、二〇〇一年)

(23) 前掲注15参照

(24) 「三井統燈記第八」(『大日本仏教全書』第一一冊 伝記叢書、名著普及会、一九七九年)

史料翻刻

^(後巻)
「常在寺田畠目録」

(前欠力)

□^(巻)在寺管領田畠等目録

大江北方

一段八斗代

如意

□^(甲)

□^(乙)

□^(丙)

□^(丁)

□^(戊)

□^(己)

□^(庚)

□^(辛)

□^(壬)

□^(癸)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

□^(申)

□^(酉)

□^(戌)

□^(亥)

□^(子)

□^(丑)

□^(寅)

□^(卯)

□^(辰)

□^(巳)

□^(午)

□^(未)

新羅領乘慶房寄進之、

一段七斗代

楞嚴院田

本所當三斗 楞嚴院斗定
口米五升 同斗子定

蓮實寄進之、

錦織方^二有加地子、

(紙巻)

(裏花押)

一段八十歩所當八斗香田

此内金堂三昧房用定
各一斗六升宛支配之、

二屋敷^{鴨橋}

所當房用定八斗二升

此内二升員米
此内六斗房用定二月廿五日之、
新羅御祭礼寺家方沙汰之、

常在寺三昧方田地等目錄

四段

崇福寺田

二段各八斗代
二段各七斗五升代
但近年者各六斗代

此内相博[◎]升定六斗五所燈油進之、
但近年者三斗進之、

本所當段別四斗 崇福寺斗定

員米段別一升 口米段別四升 薙米五升

酒直三升 敷米一斗

三段

各五斗代 白山田北保五郎左衛門入道寄進之、

上様

二斗 各八斗代 如意田^{本所當段別五斗 如意寺斗定}
口米段別二升 員米段別二升 同斗子定

已上壹町柒段八十歩 二屋敷

四斗七升

智門房地子

相博[◎]升定 此内二升者員米

北保 七百分

八廿文河地子

(紙巻)

(裏花押)

北保 百文

綾堂地子 但執行得分

常在寺如法堂田畠等目錄

四段

各八斗代

兵部法服寄進 一乘寺田^{本所當段別四斗 一乘寺斗定}
口米段別四升 員米段別一升

敷米段別五升 同斗子定 収納時清酒二升

正月定使祝百文 七草菜藁四把裹之、

唐粉二功
昆布三卷

梵供料白朮八 茄十二

薪八束田上木 藁八束但十把結

二段 各八斗代 石田殿田 光音房御寄進 但、圓満院御所被 中成御寄進御教書

五段 各五斗代 饗田 比丘尼阿念坊寄進之、

此内七月十六日料足貳貫廿文 但廿文者紙代

百文見御食代慶音房進之、

文靈供下机本飯之菜七種 小土器 公卿追重備之、

小漬菜三種 スツキ 半追重 但無飯、

(紙巻) (裏花押)

二種肴毛立半追重 酒一升但新酒 御留守進之、

但彼下机不調進之時以代進時者百文

又釈迦堂佛聖米相博升定四斗沙汰之、

二段 種哇 各九斗代 楞嚴院 阿念坊寄進之、

本所當段別四斗 楞嚴院斗定、

口米段別五升

員米一升、為一名一升之間、自余之員米不出之、

竈神米一折敷自五段内出之、

一段 八斗代 崇福寺田 中保又太郎入道寄進之、但此名者 二段也、殘一段者尾藏寺令寄進之、本所當ハ 自両方沙汰之、

本所當五斗 崇福寺斗定

員米一升 酒直一升五合

口米五升 菘米二升五合 敷米五升

松山 二段 各六斗五升代 楞嚴院田 蓮實寄進之、

本所當段別三斗 楞嚴院斗定

又錦織方有加地子 但錦織相博升定、段別一斗七升三合

三段 宇佐田 阿念坊寄進、但河成

(紙巻) (裏花押)

大 平松 所當七斗 相博升定 慶音坊御寄進、

常喜院内

一段 淨雲房 侍從僧都御房 御寄進、

六段 山城國葛野郡牛瀬柳庄内 兵部法眼寄進、

以上式町六段大 此内三段河成

田面屋敷

自大門前南 東西捌丈伍寸 願主祐光坊寄進之、
自田面大路東角 南北拾柒丈 地子三貫八百十五文

南保一所 地子壹貫文 口二間々中 玉泉坊寄進、

寺主北保島一所 地子捌百文 佛地房 大進律師御房 御寄進之、

表河島一所 地子貳百文 祢阿中保祢寄進之、

〔北保平三郎枯却之、〕

右當別所知行之田地以下寄進本券

等之文書、當年六月廿六日夜、於山中

(紙繼) 〔裏花押〕

新羅預坊為盜賊被取之畢、仍管領之處々

注目錄所進覽也、早被申学頭御判形、

且被載公文所之銘符、欲備後代龜鏡者、

注進如件、

文和貳年癸巳七月廿九日 堂達晝弁〔花押〕 〔常教房〕
賢成〔花押〕

執行阿闍梨俊定〔花押〕 〔禪智房〕

(紙繼) 〔裏花押〕

常在寺管領田島等目錄云々、

此条如載右状者、件田島等相傳

文書等、去六月廿六日夜粉失云々、而

住僧等申云、賜学頭御判可備後代

龜鏡云々、仍所被成下之也、若彼文書

等出帶輩有之者、處盜人可被行

重科者也、仍粉失状如件、

文和貳年八月十二日 權上座法眼和尚位〔花押〕

〔公文 契實助〕

学頭權大僧都法印大和尚位〔花押〕 〔玉泉房 實幸〕

法印大和尚位〔花押〕 〔善瀧房 顯成〕

法印大和尚位〔花押〕 〔月性房 尚範〕

法印大和尚位〔花押〕 〔覺藏房 勤順〕

權少僧都法眼和尚位〔花押〕 〔北林房 泉惠〕

權少僧都法眼和尚位〔花押〕
〔藏乘房〔乘書〕朝幸伊賀〕

權少僧都法眼和尚位〔花押〕
〔大聖房〔乘書〕泉尊播磨〕

權少僧都法眼和尚位〔花押〕
〔善法房〔乘書〕實宣式部〕

權少僧都法眼和尚位〔花押〕
〔蓮眼房〔乘書〕慶禪土佐〕

石山別知行之田池以下寄進奉
 寺之父老書當辛六月廿六日夜於山中
 新羅禪房為盜賊被取之畢仍管領之度
 注目録所進覽之早被申學頭保列秋
 且被載云父取之銀存破條後代龜鏡者
 注進如件

父和歲辛巳七月廿九日堂達
 晚字功
 賢良功

執行阿闍梨俊之

常在寺管領田畠寺目録云
 此条如載石山者仲田畠六相傳

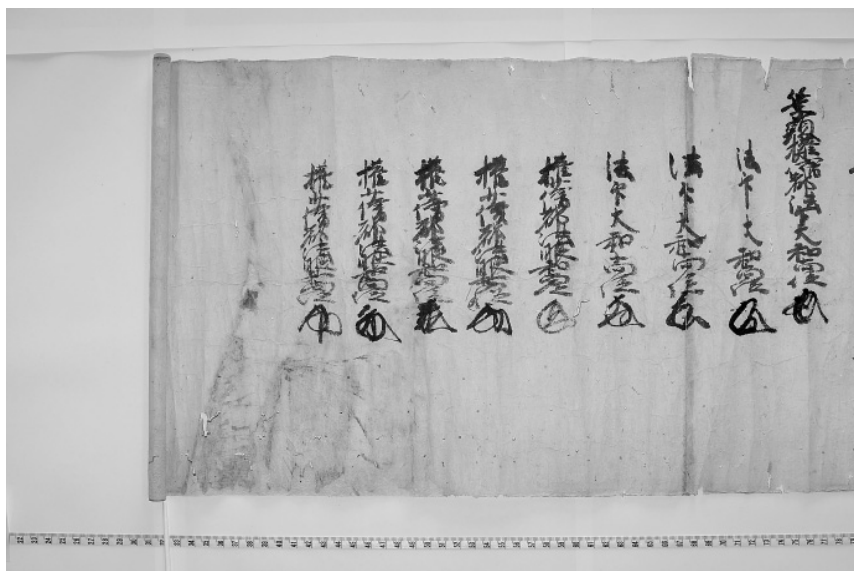
常在寺執行・堂達連署文書紛失田地等注進狀

常在寺管領田畠寺目録云
 此条如載石山者仲田畠六相傳
 父書云去六月廿六日夜於山中
 住僧半半云賜堂禪房列可傳後代
 龜鏡云仍不被取丁之也吾彼寺
 寺出若輩有之者要盜人可被行
 重科者也仍初失狀如件

父和歲辛巳月三日堂達連署
 善願齋法大智位也

法下大智位也
 法下大智位也
 法下大智位也
 法下大智位也
 法下大智位也

園城寺學頭・公文連署紛失狀①



園城寺学頭・公文連署紛失状②



常在寺執行・堂達連署文書紛失田地等注進状（紙背）